規定並びに新銀行告示第八条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新銀行告示第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新銀行告示第八条第四項において準用する新銀行告示第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新銀行告示第八条第五項において準用する新銀行告示第七条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

7　新銀行告示第六条第一項第十二号、第三項第九号及び第十二号並びに第四項並びに第九条第一項第九号及び第十二号並びに第二項の規定並びに新銀行告示別紙様式第八号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

8　新銀行告示別紙様式第八号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第六条（新信金告示第七条第三項第二号及び第四項第二号、第八条第三項及び第四項並びに第九条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定及び新信金告示別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2　新信金告示別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3　新信金告示第七条第一項、第二項及び第三項第一号（新信金告示第九条第三項において準用する場合を除く。）の規定、新信金告示第七条第三項第二号において準用する新信金告示第六条第三項の規定、新信金告示第七条第四項第一号（新信金告示第九条第四項において準用する場合を除く。）の規定、新信金告示第七条第四項第二号及び第六項（それぞれ新信金告示第九条第五項において準用する場合を除く。）の規定並びに新信金告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4　新信金告示第七条第四項第二号において読み替えて準用する新信金告示第六条第五項に規定する別紙様式第四号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5　新信金告示第八条第一項及び第二項の規定、新信金告示第八条第三項において準用する新信金告示第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新信金告示第八条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新信金告示第八条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

6　新信金告示第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定、新信金告示第九条第四項において準用する新信金告示第六条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第七号を含む。）並びに第七条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに新信金告示第九条第五項において準用する新信金告示第七条第五項及び第六項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

7　新信金告示第十条第一項第十二号、第二項第九号及び第十二号並びに第三項並びに新信金告示別紙様式第九号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

8　新信金告示別紙様式第九号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成について適用し、同日前に終了する四半期の開示事項に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新最終指定親会社告示」という。）第三条（新最終指定親会社告示第四条第三項から第五項までにおいて準用する場合を除く。）の規定及び新最終指定親会社告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分を除く。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（新最終指定親会社告示第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。以下この条において同じ。）の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

2　新最終指定親会社告示別紙様式第二号（第五面、第十一面、第二十面及び第二十七面に係る部分に限る。）は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、同日前に終了した事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

3　新最終指定親会社告示第四条第一項及び第二項の規定、同条第三項において準用する新最終指定親会社告示第三条第三項（第一号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定、新最終指定親会社告示第四条第四項において準用する新最終指定親会社告示第三条第四項（第二号及び第四号を除く。）及び第五項（読替え後の同項に規定する別紙様式第四号を含む。）の規定並びに新最終指定親会社告示第四条第五項において準用する新最終指定親会社告示第三条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。以下この項において同じ。）に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

4　新最終指定親会社告示第五条第一項第十二号及び第二項の規定並びに新最終指定親会社告示別紙様式第六号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する最終指定親会社四半期（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、適用日前に終了した最終指定親会社四半期に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。

5　新最終指定親会社告示別紙様式第六号（第一面に係る部分を除く。）は、平成三十年六月三十日以後に終了する最終指定親会社四半期に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成について適用し、同日前に終了した最終指定親会社四半期に係る自己資本の充実の状況を記載した書面の作成については、なお従前の例による。